破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３５５１号
札幌市西区発寒６条14丁目21番13号　エルム荘102号
債務者　松尾　邦廣
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６号
札幌市豊平区豊平７条７丁目２番６号　第23森宅建マンション105号
債務者　町田　時也
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６号
札幌市厚別区厚別北３条４丁目８番３―1005号
債務者　佐々木啓子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７０号
札幌市手稲区新発寒７条３丁目４番19号
債務者　衣川　秀子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８２号
北海道江別市大麻東町13番地の73　開発ＡＰ202号
債務者　小山　一明
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０４号
札幌市白石区東札幌５条４丁目４番38―101号
債務者　猪瀬　晴樹
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０５号
札幌市白石区東札幌５条４丁目４番38―101号
債務者　猪瀬　朋子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８９号
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番33号
債務者　葦原　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２６号
札幌市手稲区前田７条12丁目４番11―306号
債務者　渡辺　浩二
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
群馬県藤岡市藤岡1680番地１
債務者　武田　美穂
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４３号
群馬県高崎市倉渕町権田5344番地698
債務者　今井　妙子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４７号
群馬県藤岡市藤岡636番地８　シティラグーンＢ棟101号室、住民票上の住所埼玉県児玉郡美里町大字小茂田451番地３
債務者　原　篤志
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４８号
群馬県高崎市飯塚町1163番地　コーポコリーナ102号
債務者　小室　仙江（旧姓小野寺・加藤）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２４５号
千葉県銚子市笠上町6083番地の７
債務者　糸川　伸子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６２号
相模原市南区相南３丁目24番13号　フェリース相模原205号
債務者　土屋　一徳
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８２号
神奈川県座間市栗原中央１丁目34番43号　エルモーサ第２―311号
債務者　松川　雅美
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８３号
相模原市中央区田名6295番地　田名団地１棟1056号
債務者　松坂　有司
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
　横浜地方裁判所相模原支部